

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年5月14日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第13号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第6項中「企画監」の右に「，広報監」を加える。

第2条中第20項を第21項とし，第5項から第19項までを1項ずつ繰り下げ，
第4項の次に次の1項を加える。

5 広報監は，上司の命を受け，特に重要な事項に係る広報に関する事務を統括する。

附 則

この規則は，平成16年5月15日から施行する。

(総務局総務部文書課)